解散公告（第二回）

当法人は、平成二十九年十一月二十二日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年五月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月二十三日

三重県津市中河原西興二九八番地
職業訓練法人三重県土建職業訓練協会
清算人　倉田　忠生

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十九年五月二十五日開催の社員総会の決議並びに京都府知事の認可により、平成二十九年六月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年五月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月二十三日

京都府宇治市大久保町上ノ山三七番地の二
医療法人矢田会
清算人　矢田　武

解散公告（第二回）

当法人は、平成三十年四月四日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年五月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月二十三日

愛媛県松山市和気町一丁目七二番地一
医療法人後藤歯科
清算人　後藤　勉

解散公告（第三回）

当組合は、平成三十年三月二十日開催の臨時大会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年五月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月二十三日

東京都品川区上大崎二―二四―九アイケイビル四階　ＪＴＢ首都圏地域労働組合
清算人　下山　隆史

解散公告（第三回）

当企業年金基金は、平成三十年三月二十一日厚生労働大臣の認可を受け基金の解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年五月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月二十三日

東京都中央区銀座四丁目七番五号
王子製紙企業年金基金
清算人　大森　康正

解散公告（第三回）

当法人は、平成三十年一月二十二日開催の理事会及び平成三十年一月三十日開催の評議員会の議決により平成三十年四月九日愛知県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年五月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月二十三日

愛知県弥富市東中地一丁目一六七番地の一
学校法人八田学園
清算人　佐藤　博

解散公告（第三回）

当公社は、平成三十年三月三十一日徳島県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月二十三日

徳島県名西郡石井町高川原字高川原一二一番地一
石井町土地開発公社
代表清算人　阿部　龍裕

平成二十九年度決算公告

平成二十九年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部

負債及び正味財産の部	二二、九七一

負債の部

正味財産の部	二、八四六
	二〇、一二五
負債及び正味財産の部計	二二、九七一

平成三十年五月二十三日

東京都港区芝二丁目六番三号
特定非営利活動法人地球環境共生ネットワーク
理事長　比嘉　照夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道旭川市末広東一条七丁目八二番地の五〇、最後の住所北海道旭川市末広東一条七丁目九番一〇号　被相続人　亡　吉田　亨

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十三日

北海道旭川市豊岡九条四丁目五番一一号
相続財産管理人　司法書士　野嶋壮一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道深川市二条二八八二番地、最後の住所北海道深川市五条一二番二八号
被相続人　亡　大山　文夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十三日

事務所北海道旭川市末広四条六丁目七番八号　弁護士法人千葉総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　川上　健太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市厚別区厚別中央三条一丁目三番、最後の住所北海道虻田郡豊浦町字大岸一五一番地二幸豊園
被相続人　亡　大畑　雅弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十三日

札幌市中央区南一条西一一丁目コンチネンタルビル五階弁護士法人白総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　白　諾貝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県矢板市鹿島町一〇〇四番地、最後の住所栃木県矢板市鹿島町三番二〇号
被相続人　亡　笹沼　洋光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十三日

栃木県大田原市中央二丁目二番五号高田直之法律事務所
相続財産管理人　弁護士　高田　直之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県太田市高瀬町三二四番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　齋藤　和夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十三日

群馬県太田市東本町二八―三宮下ビル三Ｆ
もてぎ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　茂木　一博

第27期決算公告

平成30年4月26日　埼玉県さいたま市緑区美園２丁目１番地
浦和レッドダイヤモンズ株式会社
代表取締役　淵田　敬三

貸借対照表の要旨（平成30年１月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,029	流動負債	1,415
固定資産	2,107	引当金	128
		固定負債	203
		退職給付引当金	102
		負債合計	**1,618**
		株主資本	1,518
		資本金	273
		資本剰余金	113
		資本準備金	113
		利益剰余金	1,132
		その他利益剰余金	1,132
		（うち当期純利益）	(331)
		純資産合計	**1,518**
資産合計	**3,136**	**負債・純資産合計**	**3,136**